

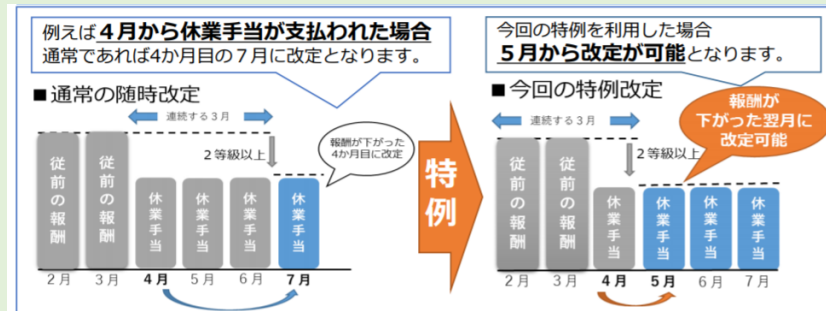
本号から不定期発刊となります。

過去のニュースレターは世田谷支部のHPで確認できます。ご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で 著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例改定

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.html>

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能となりました。



対象者 下記の全てを満たしている方

- (1) 事業主が新型コロナウイルス感染症の影響により休業（時間単位を含む）させたことにより、急減月（令和2年4月から7月までの間の1か月であって、休業により報酬が著しく低下した月として事業主が届け出た月）が生じた方
- (2) 急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上下がった方
※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- (3) 特例による改定を行うことについて、本人が書面により同意している方
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.files/01.pdf> ←リーフレット

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.files/02.pdf> ←詳細説明

「持続化給付金」の支援対象

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

6月29日より持続化給付金の支援対象が拡大されました。

中小法人・個人事業者のうち

「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」、

「2020年1月から3月までの間に創業した事業者」も申請可能となりました。

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。

給付額は、中小法人等最大200万円、個人事業者等最大100万円となります。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin-kakudai.pdf> ←リーフレット